

平成29年度 太田市住宅リフォーム支援事業補助金 Q & A

Q1 : 見積書の内容は、どこまで記載するのか？

A1 ⇒ 室単位の内部（床・壁・天井等）工事の有無、各数量、各内訳金額等が分かる範囲の記載としてください。見積りが1式のところについては、明細書を添付してください。
また、住宅リフォーム支援事業以外の市が実施する補助金等へ申し込む場合は、見積り明細書で住宅リフォーム支援事業で申請したい部分とそれ以外の補助金等の部分で明確に判断できるように作成してください。

Q2 : 増築・改築は対象になるの？対象となった場合、今回のリフォーム工事で建築確認申請を提出する必要があるのか？

A2 ⇒ それぞれ対象となります。増築面積が10㎡超であれば、建築基準法に則り申請義務がありますのでご注意ください。（10㎡以内であっても申請義務が生じる場合もありますので、詳しくは建築指導課にご確認ください）その際は、添付書類（確認済証または副本の写し）が別途必要になります（申請書の添付書類一覧に記載があります）。

Q3 : テレビドアホン（家庭用防犯システム、BS、CS等のアンテナ）の設置や換気扇の入替え、及び契約アンペア変更に伴う分電盤等の変更工事は対象？

A3 ⇒ 建築設備工事については、部屋の全面的な内部工事又は建物の外装工事を行うために設備機器の更新等が発生する場合は対象とします。
単独での設備機器の更新は対象となりません。

Q4 : ガスコンロの交換と同時にコンロ周りの壁にステンレス板またはタイルを貼ってもらおうと考えています。すべて対象になりますか？

A4 ⇒ コンロ廻りだけでは、部屋の全面的な内部工事に該当しませんので、コンロ（設備機器）交換が主体とみなされ対象となりません。

Q5 : 補助金は何回でも申請できますか？

A5 ⇒ 住宅の所有者が現に居住している住宅に対して、平成29年度内1回の申請に限ります。
なお、住宅が共有名義で既存申請者以外の方や同一世帯からの新たな申請などの場合は補助の対象にはなりません。

Q6 : リフォーム予定の自分名義の家が2軒有り、1軒は自分で住み、もう1軒は子供が住んでいます。自分1人で2軒を一括申請すれば良いのですか？

A6 ⇒ 申請者1名、1物件（住宅）につき1回の申請のみとさせていただきますので、ご自身で住んでいる住宅のみ申請してください。（QA-5参照）

Q7 : 以前の住宅リフォーム補助金を利用したことがあるが、今回のリフォームは前回と違う場所を行うが、補助の対象とはなるか？

A7 ⇒ 前回と違う場所の工事であれば補助の対象となります。

Q8 : どの業者に頼んだらいいかわからないのですが・・・？

A8 ⇒ 工事を行う元請業者が太田市内の施工業者であることが条件となります。この元請施工業者が工事の一部を下請け施工業者に発注する場合、太田市内の下請け施工業者が行った工事部分は補助の対象となりますが、太田市外の下請け施工業者が行った工事部分は補助の対象とはなりません。
なお、市では特定業者の斡旋は行っていません。

Q9 : 私の住んでいる持ち家のリフォームに補助金を貰おうと考えていますが、同居している家族の中に税の滞納があります。ダメでしょうか？

A9 ⇒ 申請者の世帯に滞納者がいる場合は、補助対象外となります。

Q10 : 店舗併用住宅は、居住用のみ対象となり按分するというものでよいのか？

A10 ⇒ それぞれの面積按分等により算定します。この場合は面積算定のため図面等の資料を準備していただく場合があります。

Q11 : タイルのお風呂からユニットバスへ、単板ガラスサッシからペアガラスサッシへ、床改修工事を伴う和式トイレから洋式トイレへなどの改修その他工事を行いたいが、中古住宅を購入して10年以上経っていないが対象となるのか？（建物自体は10年以上経っている）

A11 ⇒ 当該住宅が、建築後10年以上経過し、申請時点で住宅の所有権及び居住の実態があれば補助の対象となります。

【課税明細書等に記載された建築年が、平成19年以前の建物を対象とします】

Q12 : 母屋以外の離れ家、物置、作業場、外構、ウッドデッキ、屋外手摺工事は補助の対象になりますか？

A12 ⇒ 所有者が実際に住んでいる住宅（母屋）のみ補助の対象となりますので、母屋以外の工事は補助対象外となります。

なお、母屋の基礎面から外部（犬走りを含まない）は外構工事という取扱いとしますので、補助対象外になるため、上下水等の工事は見積もりで内部費用と外部費用が分かるように準備してください。また、外壁工事・屋根工事を行うために必要になる足場代金は補助の対象とします。

Q13 : リフォーム工事に伴う調査費用、設計費用、応急処置工事、家具移設などは補助対象になりますか？

A13 ⇒ リフォーム工事に必要な経費であることには間違いのないのですが、本工事のみを補助対象とします。

Q14 : 補助申請日からリフォーム工事にとりかかりたいが問題ないか？

A14 ⇒ 補助金交付決定通知の発行以前に工事始めてしまった場合は、補助の対象にならなくなりますのでご注意ください。

なお、交付決定通知の発行までに、申請をいただいてから個別に審査を行いますので、2週間から1か月程度かかる見込みです。

Q15 : 補助申請した工事内容を変更したい場合は手続きは必要ですか？

A15 ⇒ 工事内容の変更を行いたい場合は、変更申請を提出してください。また、所有者や申請者の変更、施工業者の変更時に変更申請を提出してください。

工事内容を変更する場合であっても、事前着工は認められませんので、早めに変更申請書の提出をしてください。

工事内容の変更に伴い、再審査を行うことによって、補助金交付予定額が変更になる場合があります。工事内容変更後の補助金交付予定額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付予定額以上にはなりません。

変更該当するか分からない場合は、見積書等の資料を持参し、事前相談等をしてください。

Q16 : 補助申請した時の総工事費が変わってしまったが手続きは必要ですか？

A16 ⇒ 工事内容の変更を伴わなければ、手続きの必要はありません。

例：部材を安くしてもらった。値引きをもらった。【確定額は補助金交付予定額以下となります】

床の腐食が予想よりひどかったので高額になった。【確定額は補助金交付予定額以上にはなりません】

Q17 : 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が20万円なのに、実際の補助金額は15万円となったがおかしいのではないか。

A17 ⇒ 工事内容、実工事費の変更があった場合など、補助金の確定額が変わる場合もありますので、ご注意ください。

なお、補助金交付予定額以上の補助金はお支払できません。

Q18 : リフォーム工事総額の30%が補助金額ではないのか？

A18 ⇒ 補助の対象工事費に対して30%が補助金となります（補助金は千円未満切り捨てとします）。

また、補助金の上限は20万円となります。

なお、本補助金は、お客様のリフォーム工事内容を制限するものではなく、お客様が行いたいリフォーム工事内容から適正な部分（補助対象工事費）に対してのみ補助をしていくものです。